# 局 節者 障害者

## 【問合先】

▼障害者(児)の制度は本庁障害 介護福祉課(内線267 社会福祉課(内線21 高齢者福祉の制度は本庁高齢 3

### 在宅で介護されて いる方

なります 介護者・要介護高齢者ともに、 次の2制度については、 年以上居住している方が対象に いず 市内 れも

### ▼課税世帯=1000円券×36枚(3 家族介護用品支給事

万5000円分)を交付 非課税世帯= 万6000円分) 000円×75枚(7

【対象】 宅で介護している方 要件に該当する要介護高齢者を、 症」の状態が3カ月以上続いているこ とに加え、 「寝たきり」または「重度認知 左記①~③のいずれかの 在

①要介護認定または要支援認定を受 いる方

②身体障害者手帳1 ・2級を持つ方

### ③療育手帳A1 ねたきり老人介護手当 A2を持つ方

### 年 2 回、 1回の申請で6万円を支給(申請は 8月と2月)

【対象】=次の①②の要件を満たす 過去6カ月間に、3カ月基準日(8月1日と2月1 を、 65歳以上の要介護4・5の高齢者 して介護している介護者 在宅で起居を共にしながら、 3カ月以上継続 から 方

> \*前記2制度は、いずれも特別院員全員が市民税所得割が非課税 ②要介護高齢者の属する世帯の世帯 れも特別障害

対象になりません。 者手当および福祉手当の受給者は

## 元気高齢者など

介護予防元気度アップ事業

**100円×50枚(5000円分)** ▼昨年貯めたポイント数による最 利用券を交付 の大

■元気度アップカード(参加刑今年度のカードも同時交付 (参加型)

**【対象】**=65歳以上

カー への印鑑(スタンプ印を除く) が必要 代理申請の場合は、 |ド発行申請に必要なもの]| 代理人の印鑑 本

■元気度アップカー ド(ボランテ 1

**【対象】**=40歳以上

カー 人の印鑑(スタンプ印を除り ド発行申請に必要なも <u>စ</u> 本

代理申請は不可

【必要なもの】=印鑑、 ■ポイント転換申請 申出書、 力

代理申請の場合は、 代理人の印鑑・ 本人の申出書 身分証明証

日 3 8

28日まで \*ポイントの引換期間は、本年12 (保険証・運転免許証など)が必要 本年12月

はり、 助成事業 きゅう、

【対象】 =市内に1 大2冊(3万20

印鑑(スタンプ印を除く)

代理申請の場合は、 印鑑 本人および代

# 65歳以上の一人暮らし高齢者など

# 緊急通報体制整備事業

出します 定する通報先へ通報する装置を貸

# 高齢者訪問給食サービス事業

生活指導型ショ 養護老人ホ

整を行い、所宿泊し、 要介護状態への進行を防 生活習慣の指導・体調調

\*1日3g

火災警報機・自動消火器・

調

代などの実費負担金があります

広報薩摩川内 2015.4.10 6

▼年間800円の受診券20枚綴りを最 年以上居住して 00円)まで交付

【必要なもの】 =本人の身分証明証 る満65歳以上の方

理人の身分証明証、

す 昼・夕食の2食以内で配食します 食450円の負担があります。

ムなどに一時的に入

マッサ ジ等施術料 高齢者日常生活用具給付等事業

緊急時にボタンを押す

円の自己負担金と食事

### 食生活の改善と安否確認を行いま トステイ事業 市 が指

理器の購入費助成および福祉電話(加 人権)を貸与します。 自己負担があります。 電磁

# 在宅の障害者(児)

### 福祉タクシー等料金助成事業 年間500円券×20枚(1万円分)

車両 【利用できる交通機関】=市と契約 るタクシ 甑島定期航路船 福祉有償運送

【対象】=次のどちらかに該当する方 車運転免許所持者を含む) かに該当する重度障害者(普通自動 内に居住しており、 次のいず

②療育手帳A1 ①身体障害者手帳1 • A 2 · 2 級

精神障害者保健福祉手帳1

免許所持者がいないこと) 害者保健福祉手帳の交付を受けて体障害者手帳、療育手帳、精神障 いる方(同一世帯に普通自動車運転 市内に居住している障害児で、

が必要です 申請には、 入所者は対象になり 障害者手帳などと印鑑 社会福祉施設などの

### 事業補 危給 ij 屋等解体撤去促進 金 の申請受付

既存住宅改修環境整備

事業補助金

O

申請受付

(内線3643)

(内線3643)

方 【補助対象者】=次のいずれかを満たす

税を滞納 者や、所有者から委任を受けた方(市 市内に所在する危険廃屋などの所有 していない方)

工事費の3分の1

上限額30万円

工事費の2分の1

上限額45万円

市長が適当と認める方

▼原則と

改修工事を行う住宅に

9

【受付期間】=5月12日(火)~22日(金)

接施工業者に支払います

人ですが、 力ください。

支払いは、

今回から市が直

また、

補助金の申請は個

る方

居住し、

所有する方

【補助対象住宅】=補助を受けようとす

る方が居住している市内の個人住宅な

改修に併せて耐震改修工事を行う場合

【抽選日】 = 5月29日(金)9時から

【受付件数】=300件程度

受け付けは土・日曜日を除きます。

▼市税を滞納していない方

方【補助対象者】=次の条件を全て満たす

本市の住民基本台帳に記載されてい

【補助対象工事】 =

▼工事に要する費用(消費税などを含 む)が30万円以上であること

▼解体工事の資格を持つ業者に依頼す る工事であること(市内に本店また は営業所を有する業者)

状態が著しく不良であり、かつ、 倒壊などにより周辺住民などに危 険を及ぼすおそれがあるもの(道、

宅地、公園などに近接しているこ

状態が不良であり、かつ、地域住民の生活環境に著しい影響を及ぼすあそれがあるものとして、廃屋

危険廃屋・認定廃屋のうち、特に 景観を保全する必要がある地域

判定委員会に認定されたもの

など跡地利用の計画が明らかなもの の日から3年以内に、 売却や建築

رح)

は甑島4支所地域振興課

5月12日(火)・13日(水)に限り、

JH

ル第4会議室

【受付場所】 =本庁3階建築住宅課また

完了

【補助対象とならない工事】 =解体撤去

**【受付開始日】**=4月15日(水) 30件程度

**【受付場所】**=本庁建築住宅課または甑

建築物である こと (門·塀を 含む)

所有者などが

現に居住、またはその他の用

途に使用していないこと

【受付件数】=

島4支所地域振興課

【注意事項】 = 交付決定前に工事着手

た場合は、 補助金は交付されませ

### 【危険廃屋などの定義と補助の額】

危険廃屋

認定廃屋

景観支障廃屋

【注意事項】 = 交付決定前に工事着手した場合は、

\*ただし、同時に60万円以上の住宅の▼補助上限額=20万円

▼補助率= 【補助金の額】= を含む)で、

【補助対象工事】=

住宅の機能の維持お

【受付件数】 = 先着1件

抽選を行うことなく優先的に交付決

定を受けることができます

のために行う改修工事(増築

20万円以上の工事に係る

補助金の交付申請は、 補助金は交付されませ 回限りです 同一住宅につ

ボームページででね、 ージでご確認ください 受付窓口または

に、改修動機に係るアンケートにご協**【前年度からの変更点】**=補助金申請時

業者登録のあるもの

【施工業者】=市内の施工業者で市施工

(甑島)に存するもの